

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮崎県東諸県郡綾町

2 構造改革特別区域の名称

綾町特産酒類ワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

宮崎県東諸県郡綾町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・地勢・自然条件

綾町（以下本町という。）は、宮崎県のほぼ中央に位置し、宮崎市から西方約 20k m、大淀川の支流・本庄川をさかのぼったところにある中山間地域で、宮崎県のほぼ中央に位置し、国富町、宮崎市高岡町、野尻町、小林市須木村、西米良村に接している。

総面積 9,519 h a のうち約 80%が森林で占められ、住宅及び農地等は町の東に広がる平野部に集中している。

道路は、主要地方道宮崎須木線をはじめ県道 7 路線が町の中心部から放射状に伸びており、これらの路線は、産業観光ルートとして広域の観光振興を図る上でも重要な役割を担っている。

全町公園化をめざす本町では、歩道の植栽や街路樹が整備されており、休日等には県内外から町内の優れた自然や町内で生産される安心安全な有機栽培の農作物を求める観光客で賑わっている。

地勢は、陰しい九州中央山地を背景に、東部が開けて宮崎平野に続いている。九州中央山地に連なる綾北川・綾南川に囲まれた地域は、わが国有数の照葉樹林帯が広がる地域であり、昭和 57 年に「九州中央山地国定公園」に指定され、鳥獣や魚類の棲息・植物の生育地となっている。

(2) 沿革

本町の起源は古く、縄文時代の遺跡もあることから、この時代には、人が住んでいたと思われる。また、延喜式（西暦 967 年律令）には、日向 16 駅の 1 つ亜榔（綾）駅とあることから、奈良時代には集落が形成されていた。鎌倉時代には伊東氏が支配し、綾城は伊東家 48 城の 1 つで、薩摩の

島津氏と戦う拠点であった。天正 5 年伊東氏は豊後に落ち、島津氏が明治維新まで支配した。

明治 22 年に綾村になり、昭和 7 年に町制を施行して今日に至る。

(3) 産業

① 農業の概要

本町では、524 戸の農家が 486ha の農地(うち水田 259ha)で農業経営を展開しており、きゅうり、レタス、日向夏の耕種作物で約 26 億円、牛、豚等の畜産で約 19 億円の農業算出額となっている。

担い手が高齢化し減少する中で、産地を維持・発展させるため、町、JA、綾町有機農業開発センターが連携し、農産物の生産から加工・販売まで一貫して支援する「綾町農業支援センター」を平成 26 年に設立した。

② 農業の特徴

本町では、農業の近代化がもたらした歪みを反省し、農産物の安全性と自然環境にも調和した農業を推進するため、全国に先駆けて「自然生態系農業に関する条例」を制定(昭和 63 年)した。

平成元年からは、自然生態系農業の基準の設定と基準の審査、認証を行うとともに、町が有機農業開発センター(有機 JAS 登録認定機関)を設置し、土作りから農作物生産まで一貫した支援体制を確立している。

これらの取組の結果、本町の農産物は消費者の信頼を得て全国的な「綾ブランド」を確立している。

③ 観光

本町は、国際クラフトの城や酒泉の杜等の観光拠点を核に、綾馬事公苑やスポーツ合宿施設など、ハード施設は充実しており、口蹄疫が発生する前年(平成 21 年)までは、年間百万人を超える観光客が来町していた。

その後、照葉大吊橋のリニューアルやユネスコエコパークの登録に取り組むとともに、Jリーグ等のキャンプ誘致や自然生態系農業や照葉樹林を活用したグリーンツーリズムの振興による滞在型観光に力を入れており、観光入り込み客数も平成 24 年には 81 万人まで回復している。

(4) 地域づくり

平成 17 年に、「綾川流域照葉樹林帯保護復元計画」(綾の照葉樹林プロジェクト)の指定を受け、照葉樹林の保護・復元に取り組んできた。

このような取組と約半世紀に亘る有機農業の推進による生態系の保全と持続的利活用の取組が高く評価され、平成 24 年には「ユネスコエコパーク」として登録されている。

本町では、これらの取組の財源を確保し、綾ブランドの更なる浸透を図るため、ふるさと納税に積極的に取り組んでおり、平成 26 年度の納税額は 9.4 億円で全国第 4 位、平成 25 年度の上半期実績では 7.2 億円で第 3 位と好評を博している。

特に、綾豚会が生産する「綾ぶどう豚」は、ふるさと納税で半年待ちの状況が続く人気商品で、安心・安全な飼料に加え、町特産のぶどうの果皮や種子を乾燥・粉砕した抗酸化力の強い機能性成分「プロアントシアニジン」を多く含有する「豚用サプリメント」を与えて生産している。

5 構造改革特別区域の意義

本町では、自然の摂理を尊重した農業を推進するため、昭和 63 年、全国初の「自然生態系農業の推進に関する条例」を制定しており、この条例に基づき、澄んだ青空、降りそそぐ光と、緑豊かな自然に囲まれた母なる大地を舞台に、新たな農業、農村づくりを進め、特に近年、町内の農畜産物の付加価値向上へ向け 6 次産業化による農業振興の関心が高まっている。

また、町内の酒造企業が中心となって、県内 4 ヶ所のワイナリーが連携した「みやざき地ワインヌーヴォーフェア」が平成 27 年度から始まっており、本町を含め宮崎県内における地ワインの注目度も高まっている。

今回の特例措置の活用により、自然生態系農業によるワイン産地としての知名度向上の他、こだわり有機栽培等によるワイン製造や体験、地元大学と連携した商品開発や人材育成、ワイナリーにおける雇用や就労機会の創出の他、グリーンツーリズム等を目的とした国内外からの観光客の集客、地域特産物の生産の増加が見込まれる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本町の優れた自然環境と町が推進する有機農業により、安全安心なブドウ、日向夏を用いて、地元住民と協同した果実酒（ワイン）、リキュール造りを行う事で、本町の新たな特産品の開発やイベント開催などを通して、本町の新しい魅力を創出するとともに、新しいワインづくりを支援する南九州大学等との連携により、多様な若者の参画による地域活性化を目指す。

7 構造改革特別区域計画が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本町は、優れた自然環境を活かした観光拠点施設の整備と、持続可能な農業生産体系による綾ブランドづくり、ユネスコエコパークの認定などの取組により、毎年多くの観光客が訪れている。

しかし、多数のホテルを擁する宮崎市から近いことから、観光客の大半がいわゆる通過型の観光となっており、このため、いかに観光客を町内に留め、循環させるかが本町の更なる活性化の課題となっている。

近年、滞在型観光の一つとして農山村滞在型グリーンツーリズムが提唱されており、県内でも海外の修学旅行にも対応する農家民泊に取り組んでいる地域が増加傾向にある。

普通の農村のあるがままの姿が観光資源となるグリーンツーリズムは、従来の観光と異なり、体験、ふれあいを通したリピーターの確保を目的としていることから、地場産業としっかりと連携した経済的・社会的効果を創出することが期待される。

今回の計画では、ぶどう園と一体となった小規模なワイナリーを整備することで、非日常性を求める観光客（特に若い世代や女性）を呼び込む事ができ、6次産業化によるブドウ生産・ワイン製造の各段階で次のような事業効果が見込まれる。

(1) ブドウ生産

ブドウ生産管理の各段階の作業を、体験アイテムとしてメニュー化し提供。

(2) ワイン製造

- ① ワイン造り体験～ブドウ収穫から潰して、搾汁する工程を町民や観光客が共同で行う体験を提供。
- ② 秋の「収穫祭」と春の「庫出し祭」～「町民から愛されるワイン」を目指した町民感謝祭の開催。
- ③ 食育の場の提供～有機栽培でブドウを生産する事で、畑を「生態系」や「植物の生育」の学習の場としての活用。
- ④ 成人式用ワイン～町内の生徒が搾汁したワインを長期保存し、成人式で提供による啓発。

(3) 他産業との連携

- ① 新しい加工食品の開発～南九州大学との連携により、ワイン製造で発生する澱を活用したワイン風味のベーコン等の商品開発。
- ② 新しいメニュー開発～町内には地元の有機野菜を使用した料理を提供する店舗があるため、ワインとのコラボによる新メニューの開発。

(4) その他

- ①雇用の創出～ 5年後には、1万本の製造・出荷を見込んでおり、ブドウ栽培、醸造、販売、経理の面で直接的な雇用の創出。
- ②国際化の推進～ ワイン造りの先進国であるニュージーランドやドイツ、オーストラリアとの交流を通じた草の根の国際交流活動。

数値目標

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
特産酒類製造所件数	1件	1件	1件
特産酒類製造量	0kl	2kl	2kl
特産リキュール製造量	0kl	0kl	1kl

8 特定事業の名称

709（710）特産酒類の製造事業

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 構造改革特別区域事業の名称

709（710）特産酒類の製造事業

2 当該規制の特別措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定された農産物（ブドウ、日向夏）を原料とした果実酒、リキュール又はこれらに準じるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特別措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特区事業の内容

（１）事業に関与する主体

上記２に記載の認定者で、酒類製造免許を受けた者

（２）事業が行われる区域

宮崎県東諸県郡綾町の全域

（３）事業の実施期間

上記２に記載の認定者が、酒類の製造免許を受けた日以降

（４）事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

上記２に記載の者が、果実酒又はリキュールの提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本町が指定する地域の特産物であるブドウ、日向夏又はこれらに準じるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6 キロリットル）が、果実酒については2 キロリットル、リキュールについては1 キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等の農業振興が図られるとともに、地域住民及び異種業者、都市住民等との連携、交流の拡大による地域の活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされるが、本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。